東京都後期高齢者医療広域連合告示第207号

令和7年11月14日

東京都後期高齢者医療広域連合選挙長 山田 秀之

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の実施について

東京都後期高齢者医療広域連合規約(以下「規約」という。)及び東京都後期 高齢者医療広域連合議会議員の選挙に関する規則(以下「規則」という。)に基 づき、下記のとおり東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を行いま す。

記

1 選挙期日等

(1)選 挙 名	東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
(2)選挙すべき区分	規約第7条第2項第1号の区分(区の議会の議員)
(3)選挙すべき議員数	規約第7条第2項第1号の区分(区の議会の議員)1人
(4)選挙候補者の届出期間	令和7年12月 2日 (火) 午前9時から
	令和7年12月10日(水)午後4時まで
(5)選 挙 期 日	令和7年12月15日(月)から
	令和7年12月22日(月)まで
(6)選 挙 会 日 時	令和7年12月23日 (火) 午前10時から
(7)選 挙 会 場 所	東京区政会館
	東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

2 候補者の推薦

- (1) 東京都の区域内の区の議会において、規約第8条第1項の規定により候補者の推薦をしようとするときは、規則第4条第1項の規定により、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書(規則別記第1号様式)を、選挙候補者の届出期間内に東京都後期高齢者医療広域連合選挙長に届け出ること。
- (2)(1)による届出には、規則第4条第2項の規定により、候補者の推薦の 決定に係る議決謄本又は推薦証明書及び承諾書(規則別記第2号様式)を 添付すること。

3 選挙の方法

規約第8条第2項及び第3項の規定により、各区の議会において東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行う。